

生 活 保 護 課

Ⅳ 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用してもなお生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、夷隅郡管内の大多喜町・御宿町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

令和5年度と令和7年度を比較すると、被保護世帯数は172世帯から167世帯へ減少（伸び率△2.9%）し、被保護人員は213人から197人へと減少（伸び率△7.5%）、保護率は14.28%から13.82%へと減少（伸び率△3.2%）しており、管内人口、被保護世帯数ともに減少している。

表1－(2)－ア 過去3年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (‰(パーミル))
5年度	14,905	172	213	14.28
6年度	14,578	173	211	14.47
7年度	14,229	167	197	13.82
伸び率 (7年度/5年度)%	△4.5	△2.9	△7.5	△3.2

※1 管内人口は各年10月1日現在の毎月常住人口調査

※2 被保護世帯数、被保護人員及び保護率は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

令和7年度における被保護世帯の類型別構成比は、高齢者世帯63.6%（105世帯）、傷病・障害者世帯21.8%（36世帯）、母子世帯2.4%（4世帯）、その他世帯12.1%（20世帯）となっている。

表1－（2）－イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		5 年度	6 年度	7 年度	伸び率 (7 年度/5 年度) %	
合 計		171	172	165	△3.5	
単身世帯	高 齢 者	世帯(世帯)	97	100	98	1.0
		割合 (%)	56.7	58.1	59.4	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	33	31	32	△3.0
		割合 (%)	19.3	18.0	19.4	-
	そ の 他	世帯(世帯)	15	14	13	△13.3
		割合 (%)	8.8	8.1	7.9	-
	小 計	世帯(世帯)	145	145	143	△1.4
		割合 (%)	84.8	84.2	86.7	-
2 人以上の世帯	高 齢 者	世帯(世帯)	7	8	7	0.0
		割合 (%)	4.1	4.7	4.2	-
	母 子	世帯(世帯)	5	4	4	△20.0
		割合 (%)	2.9	2.3	2.4	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	8	7	4	△50.0
		割合 (%)	4.7	4.1	2.4	-
	そ の 他	世帯(世帯)	6	8	7	16.7
		割合 (%)	3.5	4.7	4.2	-
	小 計	世帯(世帯)	26	27	22	△15.4
		割合 (%)	15.2	15.8	13.3	-

※1 被保護者調査による年度平均値（生活保護停止中の者は含まない）

ウ 保護開始及び廃止の状況

令和7年度の保護開始世帯の内訳を理由別に見ると、預金等の減少7世帯、解雇・失業2世帯、傷病1世帯、その他2世帯となっている。

また、保護廃止は19世帯であり、死亡13世帯、稼働収入の増加2世帯、社会保障給付金の増加1世帯、その他3世帯となっている。

表1－（2）－ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
面接・相談件数(件)	23	32	13
申 請 件 数(件)	40	37	24
開 始 件 数(件)	29	24	12
廃 止 件 数(件)	23	28	19

(3) 実施体制及び訪問活動

令和7年度実施体制は査察指導員1名、地区担当員3名であり、被保護世帯170世帯に対し、延べ343日、1,046件の訪問を行った。

表1-(3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被保護世帯数 (実数) 4.1 現在世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数	過去1年間の延 地区担当員数 C 人	地区1人の訪問実績 A 訪問件数 C 件	担当月の実 B 訪問日数 C 日
		標準数 人	現員 人	標準数 人	現 員							
					専任面接員 人	地区担当員 人						
		計画 件	実績 A 件	実績 B 日								
5年度	169	1	1	3	-	3	781	981	258	36	27.2	7.2
6年度	174	1	1	3	-	3	736	998	289	36	27.7	8.0
7年度	170	1	1	3	-	3	724	1046	343	36	29.1	9.5

(4) 生活保護費の支出状況

令和6年度と比較すると、生活扶助費が3,956,286円減少するなど、全体で4,338,422円減少となっている。

表1-(4) 令和7年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	83,096,146	65.07	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	35,709,153	27.96	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	1,156,885	0.91	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	36,209	0.03	介護費・福祉用具費
医療扶助費	5,645,205	4.42	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	629,180	0.49	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	1,372,810	1.08	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	127,645,588	99.96	
就労自立給付金	56,899	0.04	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0.00	大学進学準備のための給付金
施設事務費	0	0.00	救護施設事務費
合 計	127,702,487	100.00	

2 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

給付なし

表2-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
世帯数(世帯)	-	-	-
人 員(人)	-	-	-

※1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

給付の開始、廃止なし

表2-(2)-イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
開 始	世帯数(世帯)	-	-	-
	人 員(人)	-	-	-
廃 止	世帯数(世帯)	-	-	-
	人 員(人)	-	-	-

(3) 支援給付金の支出状況

支給なし

表 2 - (3) 令和 7 年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	-	-	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	-	-	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	-	-	介護費・福祉用具費
医療支援給付	-	-	検診料・移送費等
出産支援給付	-	-	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	-	-	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	-	-	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	-	-	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	-	-	

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者、又は喪失する恐れのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

令和 7 年度の給付世帯数は、0 世帯である。

表 3 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
世帯数 (世帯)	0	0	0